

2027年国際園芸博覧会群馬県出展基本構想・設計業務委託 特記仕様書（案）

1. 適用範囲

本業務は、「群馬県設計業務委託仕様書」及び本特記仕様書に基づき行うものとする。なお、これらの規程に適合しない事項については、発注者と受注者との協議により定める。

2. 業務の目的

本業務は、2027年（令和9年）に横浜市で開催される「2027年国際園芸博覧会」（GREEN×EXPO 2027）の花・緑出展（自治体）において、園芸博覧会のテーマである「幸せを創る明日の風景」※¹に基づき、国内外からの来園者に群馬県の魅力や強みを広く発信するための庭園の基本構想及び出展に必要となる設計図書一式をとりまとめるものである。

※1「幸せを創る明日の風景」は、地球規模の気候変動や生物多様性の損失等の国際社会の共通課題を踏まえ、自然を活用した解決策に基づく取組を通じて、人々の幸福感が深まる社会を創造することを目指すものである。

<2027年国際園芸博覧会の概要>

本博覧会は、AIPH（国際園芸家協会）の承認及びBIE（博覧会国際事務局）の認定を受けて開催する最上位（A1）の国際園芸博覧会であり、日本では1990年の「大阪花の万博」以来2回目の開催となる。

（1）出展場所

旧上瀬谷通信施設（神奈川県横浜市旭区・瀬谷区）

2027年国際園芸博覧会会場 日本ゾーン（自治体出展スペース）※別途図面参照

（2）出展期間

出展期間：2027年（令和9年）3月19日から9月26日までの192日間

開園時間：9時30分から19時まで[予定] ※夜間開放日あり

（3）出展の種類

出展形態：屋外出展

出展面積：50m²（正方形を想定）

3. 履行期限

本業務の履行期限は、令和8年3月18日（水）とする。

4. 業務内容

（1）2027年国際園芸博覧会群馬県出展基本構想・設計業務

① 基本構想案作成

（ア）コンセプト作成

群馬県の自然、気候、風土、歴史、文化などの特色を踏まえた上で、国際園芸博覧会のサブテーマ※²に基づき、群馬県の魅力や強みを的確に捉え、国内外からの来園者に群馬県の魅力を広く発信することができる庭園のコンセプトを3案作成する。

なお、1つのサブテーマに対して複数のコンセプトを作成することや、異なるサブテーマそれぞれに対してコンセプトを作成することも可能とする。

(イ) 構想図作成

各々のコンセプトに基づく庭園の構想図（A3版鳥瞰図、着色あり）を1案ずつ（計3案）作成する。

なお、1案あたりの想定工事費（開催期間中の維持管理、撤去含む）は30,000千円程度とする。

※2 国際園芸博覧会のサブテーマは、以下の4つが設定されている。

「自然との調和」：自然との共生や再生循環による都市の土台づくり

「緑や農による共存」：農業文化、緑や農を介した共助

「新産業の創出」：農業の技術革新や異業種との連携

「連携による解決」：多文化共生社会の実現

② 実施設計

発注者が決定した基本構想に基づき、出展に必要となる設計図書一式をとりまとめる。

(ア) 設計計画

設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

(イ) 設計図

基本構想に基づいた庭園（A=50m²）の詳細設計図を作成する。作成図面は、平面図、縦断面図、横断面図、植栽詳細図とするが、必要に応じて配管設備図や構造図等も作成する。

(ロ) 数量計算

設計図に基づく工事等に必要な数量計算書を作成する。

(エ) 概算事業費

概算事業費は、工事費、維持管理費、撤去費により構成する。各費用の算出にあたっては、公表単価及び標準歩掛を基本とし、それ以外は見積り徴収によるものとする。また、展示する植物や資材などの詳細な品目リストを作成の上、特定の植物や資材などを使用する場合は、調達先も記載すること。

(オ) 照査

博覧会協会が定める計画等（「8. 参考」参照）への適正照査及び設計図、数量計算書等について相互の整合確認を行う。

(カ) 報告書とりまとめ

上記資料をとりまとめた報告書の作成を行う。

なお、期間や特定の品目など、特に配慮・調整を要する事項については、申し送り事項として記載すること。

③ その他

- (ア) 本業務を実施するにあたり、追加項目が必要と判断される場合は、項目の必要性、積算根拠、数量等を整理した上で、監督員と協議するものとする。
- (イ) 庭園の実現性を確保するため、関係機関や造園専門業者等へのヒアリングを予定している。ヒアリング結果については、十分検討のうえ、設計に反映するものとする。

(2) 留意事項

① 出展条件

博覧会協会が定める屋外出展に係る以下の出展条件を遵守すること。

項目	内 容
基盤	基盤環境を活かす（保全する）ため、敷地造成を極力行わないこと。表層より 50cm 以上掘削する場合は、事前に掘削範囲等のわかる書類を博覧会協会に提出すること。
植栽	展示スペース内及び近傍に既存樹木が存在する場合、既存樹木を保存すること。
維持管理作業	基本的に開園時間外に維持管理・植替え作業を実施すること。
材料	展示スペースを構成する構造物の材料は環境に配慮した素材を選ぶこと。
展示の撤去	期間終了後は、「展示」の撤去、資機材等の搬出、会場清掃及び廃棄物処理を行い、敷地を現況回復すること。

- ・ 演出用の電気及び給水設備は使用可能とする。
協会が敷地境界まで設置した供給処理施設への接続は必要に応じて出展者で行う。
電気、給水は境界が定める使用料の上限を遵守すること。
- ・ 電気設備は、1 区画あたり 100V10A 程度を予定している。
- ・ 演出用の水を使用する場合は、循環式を採用すること。

② 出展内容に求める要素

出展内容は、次に掲げる要件に配慮すること。

- (ア) 季節の変化を風景づくりに取り込むなど来場者を会期中魅了する内容とすること。
- (イ) 会期前の資材の調達から会期後の再利用・再生利用にいたるまで環境に配慮していること。
- (ウ) 可能な範囲で会場の暑さ対策に寄与する工夫について検討を行うこと。
- (エ) 既存樹木が存在する場合は、既存樹木を活かした植栽計画を検討すること。また、大きな既存樹は展示スペースの背景として機能させること。（今後、詳細がわかり次第発注者より情報提供する）
- (オ) 夜間開園の実施が決定された場合は、夜間時に観賞可能な明るさを確保すること。（今後、詳細がわかり次第発注者より情報提供する）
- (カ) 自治体が実施する PR 活動スペース（出展面積 5%[2.5m²]程度を想定）を確保することができる。

5. 打合せ協議

打合せは下記の区切りにおいて行い、全 4 回を予定する。

- (1) 着手時
- (2) 中間 2 回
- (3) 完了時

打合せ記録簿の整理は受注者が行い、その都度提出するものとする。

6. 成果品

提出する成果品は次のとおりとする。

- (1) 報告書（A4判） 製本・副本 各1部
- (2) 電子データ（CDRまたはDVD） 2部

7. 一般事項

- (1) 本委託によって生じた成果物、著作権は、すべて群馬県に帰属する。
- (2) 管理技術者の資格要件は、「群馬県設計業務委託仕様書」（第1107条第3項）によらず、「技術士（建設部門：都市及び地方計画）」「一級建築士」「RCCM（都市計画及び地方計画、又は造園）」「登録ランドスケープアーキテクト」とする。
- (3) 本業務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。
なお、業務完了後においても受注者の責に起因する訂正、補足、その他の措置が生じた場合は、受注者の負担で速やかにこれを行うものとする。
このほか、本業務にあたり必要と思われる資料については発注者より貸与する。

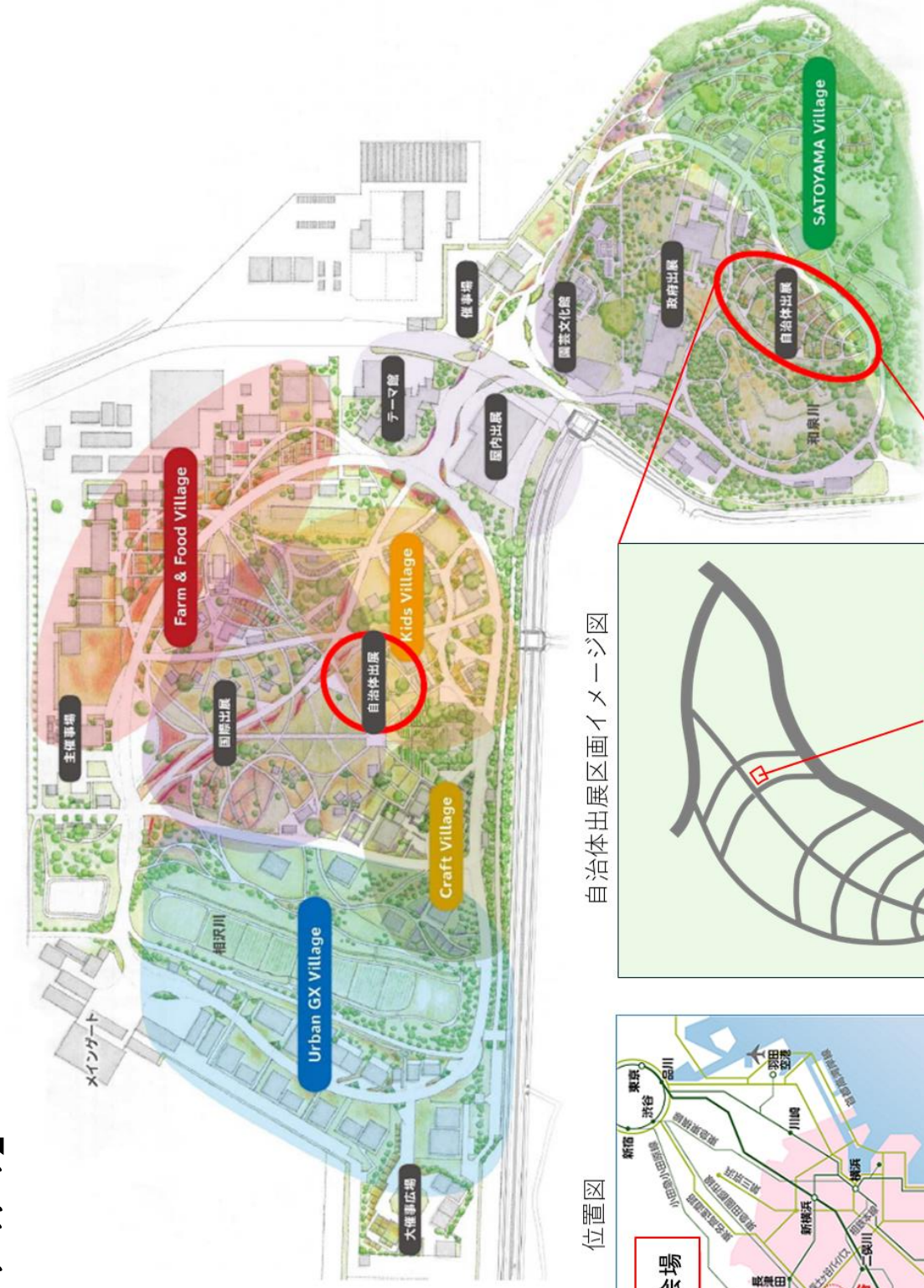
8. 参考

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会が定める計画等

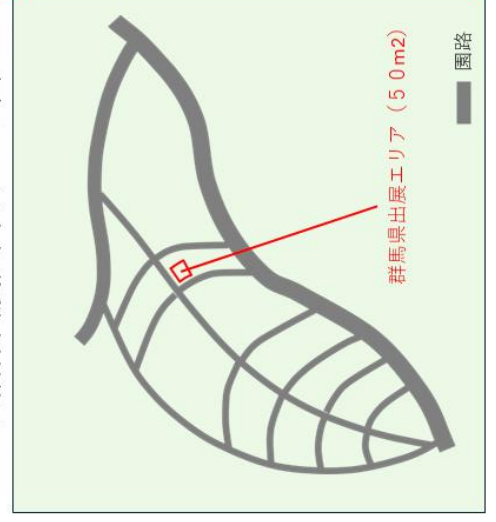
- ア [2027年国際園芸博覧会基本計画（令和5年1月）](#)
- イ [アクセシビリティガイドライン（令和7年3月）](#)
- ウ [サステナビリティ戦略（令和6年3月）](#)

（上記の計画等に追加があった場合は、その都度発注者より提供する。）

【別添図面】2027年国際園芸博覧会会場図



自治体出展区画イメージ図



位置図

